

令和5年度第1回松本市農業振興地域整備促進等協議会議事録要旨

令和5年度第1回松本市農業振興地域整備促進等協議会が令和5年8月10日（木）午前10時から松本市役所東庁舎3階議員協議会室において開催された。

令和5年8月10日 午前10時 開会

- 1 開 会
二村 副会長
- 2 委嘱状交付
- 3 会長あいさつ
田中 悦郎 会長
- 4 議長選任
田中 悦郎 会長

5 協議事項

- (1) 令和5年度第1回松本農業振興地域整備（農用地利用計画）の変更について
ア 集約結果

案件 番号		申出面積 (㎡)	結 果
1	農家住宅	475.00	農用地区域から除外はやむを得ない
2	農家住宅	1288.00	農用地区域から除外はやむを得ない
3	農家住宅	203.00	農用地区域から除外はやむを得ない
4	農家分家	299.88	農用地区域から除外はやむを得ない
5	その他	124.17	農用地区域から除外はやむを得ない
6	その他	300.00	農用地区域から除外はやむを得ない
7	その他	180.00	農用地区域から除外はやむを得ない

8	その他	1348.00	農用地区域から除外はやむを得ない
9	その他	18247.00	農用地区域から除外はやむを得ない
10	その他	500.02	農用地区域から除外はやむを得ない
11	その他	470.98	農用地区域から除外はやむを得ない
12	その他	734.00	農用地区域から除外はやむを得ない
13	その他	954.00	農用地区域から除外はやむを得ない
14	その他	426.00	農用地区域から除外はやむを得ない
15	その他	771.00	農用地区域から除外はやむを得ない
16	その他	391.00	農用地区域から除外はやむを得ない
17	その他	4625.00	農用地区域から除外はやむを得ない
18	その他	334.00	農用地区域から除外はやむを得ない
19	その他	638.00	農用地区域から除外はやむを得ない
20	その他	660.00	農用地区域から除外はやむを得ない
21	その他	2091.00	農用地区域から除外はやむを得ない
22	その他	65.00	農用地区域から除外はやむを得ない
23	内容変更	2002.00	内容変更を認める

イ 意見
なし

(2) 松本農業振興地域整備計画の総合見直しについて

ア 集約結果

この変更案を元に、事務局で検討を進める。

イ 意見

【委員A】

- ・ P 3 0 の農業近代化施設整備計画、P 3 1 の農業就業者育成・確保施設整備計画、P 3 5 の農業従事者就業促進施設ではいずれも整備計画がなしとされ、具体的なことには何も触れていないが新規計画がないということなのか。
- ・ 近代化施設でいえば、J A ライスセンターが4 0 ～5 0 年経過する中で今後更新は絶対に必要
- ・ 農水省の補助事業を活用するなら米、麦、大豆の生産計画を打ち立てて必要な整備を行うことになるが、マスタープランではどのように位置づけるのか。
- ・ 関係団体と調整して計画を実効性にあるものにしてほしい。

【事務局：板花】

- ・ 国の標準様式に従い、前回省略されていた項目について記載したが、今のところ把握しているものがなかったのがこのようになった。
- ・ この先、マスタープランについてもう一度相談するので、地域やJ A で具体化した計画があるか改めて確認し、載せられるものは載せていきたい。

【委員B】

- ・ J A あづみでは、老朽化しているライスセンターの再整備に向けた動きがあるので、J A 松本ハイランドも同様であるが、連携として進めてもらいたい。
- ・ 有害鳥獣対策では安曇野市が何十人も有志を集めてサル追い払い隊を組織したとの報道があった。
- ・ 奈川や梓川の山のほうでは電気柵を設置してもサルに入られるひどい状態で、地主がなかなか木を切ってくれないということがある。
- ・ 行政からの要請や被害が減るような具体策を盛り込んでほしい。
- ・ 安曇野市と梓川地区では獣が行き来しており、隣接市とも調整を図りながら対策を進めてほしい。

【事務局：板花】

- ・ マスタープランにどこまで具体的な計画を書き込めるかは、全体の中でつり合いをとって進めたい。
- ・ 安曇野市と塩尻市のマスタープランも確認を行い、担当課と相談の上さらに書き込める内容があれば次回に向けて調整する。

【委員C】

- ・ 食料・農業・農村基本法の見直し、地域計画の策定と国の政策が大きく動いているが、マスタープランがこれらの内容と整合しない場合は農業者が補助事業に取り組もうとする際に採択されないような事態があるのか。
- ・ ブドウの改植、棚の張替えなど比較的容易にできたものが、できなくなることが心配

- ・ いわゆる法の縛り、地域計画の内容とマスタープランの位置づけがどうなるのか、わかる範囲で教えてほしい。

【事務局：板花】

- ・ 地区の特色を生かして将来の土地利用の方針を定める地域計画は本年度から2年間で策定するが、形が見えてくるのは来年度になる。
- ・ マスタープランは優良農地の土地利用の大方針について考え方を定めるもので、個別具体的な内容はそれぞれ地域計画の中で定めることになる。
- ・ マスタープランは地域計画を意識して作っており、大方針にずれはないと思うが、この冬には決めていかなければならないので、後々の補助事業の採択等で不具合が生じないようにすることも含め、地域計画と調整できる部分は調整する。

【委員D】

- ・ J A松本ハイランドでは、令和7年からのライスセンター再編計画の策定を進めているところなので、具体化していたら盛り込んでほしい。
- ・ P 31 の農家子弟の親元就農の関係で、「規模拡大に対する支援策を進めます」という文言が入っているが、具体的にどのような支援策を考えているのか。

【事務局：板花】

- ・ ライスセンター等の整備についてはJ Aの現行計画と整合を図り次回に向けて案を示す。
- ・ 農家子弟の親元就農支援については、今ここで書ける内容が精いっぱい個別具体的な内容に踏み込めないのが正直なところ。

【委員E】

- ・ 里山の松枯れに対して森林組合では全力で被害木を伐採しているが、その後どうするのかという答えが見えてこない。
- ・ 自然災害に対しては非常に危険な場所が見受けられるので、マスタープランの中で早めに伐採する等の対策を盛り込めないか。
- ・ 今後の農業振興においては、各地区の基幹作物に関する計画や将来展望が出てこないのは疑問
- ・ 山辺であれば「ぶどう」であるが、プランがあればぶどうの団地化がすごく安くできる。
- ・ 生産資材が高騰する中で地域の農業振興計画をしっかりと作り、地域やJ Aの中で目標を共有して農業の将来展望を力強く発信することが重要

【事務局：板花】

- ・ 林業、森林計画との関係の中で被害木を切った後どうするのかというご意見をいただいたが、担当課と調整しながら、もう少し盛れる部分があるのか考えたい。
- ・ 山辺地区のぶどう園の再整備など、地域の特色を生かした農業施策の振興についてご意見をいただいたが、マスタープラン本体にどの程度書き込めるのか、山

辺地区の地域計画の進捗状況等も確認しながら対応したい。

【委員F】

- ・ 本郷の中山間地域は大型機械が入らない小さな農地が多く、荒廃化が心配される。
- ・ P21に「市民農園の設置を推進します」とか、「農業の担い手を育成します」という文言が入っているが、人手を新たに入れようと思ったら、その前に機械施設や車が入れるような車道の整備を優先させないと効果が上がらないのではないか。
- ・ ここに文言が入るということは予算整備がつくという観点で考えていいのか

【事務局：板花】

- ・ 中山間地域の農地の活用ということで、基盤整備を進め、使いやすい農地にしてほしいというご意見であるが、これは難しい問題で、費用対効果を検討する中で具体的な施策を考えていかなければならない。
- ・ マスタープランとしてどこまで書き込めるかは検討する。

【委員G】

- ・ P24の「雇用人材の安定確保」という項目の第2段落に「取組みを産地と一体となって複層的に展開します」とあり、幾つかの施策を組み合わせてやっていくということかと理解するが、複層的なものとして幾つかイメージしているものがあれば教えてほしい。

【事務局：板花】

- ・ 多様な人材の確保・育成に向けた取組みの複層的な展開については、個別にどのような事業が想定されるのか、まだ具体的にお話しできるような状況にない。

【委員H】

- ・ P5の(2)のアの「水田」以下の記載について、変更前と変更後ではかなり文章量に差があり、変更前では米価の下落が危機的状況になっているとか、あるいは自給率の向上が必要だとか書かれているが、変更後ではそのような文言が一切ない。
- ・ 食料自給率が38%と一向に向上しない中で、現状このような状況にあるということをもう少し明確に示す必要がある。
- ・ 変更後に「国・県の方針を踏まえた需要に見合った“米の適正生産”を推進します。」という表現があるが、コメの適正生産だけが必要ではなくて、農家がどのような状況になっているのかということ記載しないと現状認識が不十分

【事務局：板花】

- ・ 自給率を向上が必要なのは勿論であるが、その関連だとP6の上部記載のとおり、水田を麦・大豆などの品目と組み合わせて考えることが重要

- ・ 麦、大豆の自給率が全体の自給率を押し下げていることが問題なので、いかに水田を活用するかという観点で記載したところ。
- ・ 文章があっさりしすぎているということであれば次回に向けて検討する。

6 報告事項

(1) 松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の軽微変更について

- ア 集約結果
報告を受けた
- イ 意見
なし

(2) 松本市の農業の振興に関する計画（27号計画）の検証について

- ア 集約結果
報告を受けた
- イ 意見

【委員 I】

- ・ 27号計画の検証について、農家分家の検証結果に、「本家の農作業の補助等が行われ」とあるが、本家の農作業の補助とは具体的に年間何日手伝いをすればよいのか等の基準を示していただくことは可能か。農家分家の計画書については、計画を通すための内容といったものが多いように感じており、実際にはどの程度農業の手伝いをしているのか、そもそも実際に農業をやっているのか、実態が分からず、地区協議会としては歯がゆい思いをしている。

【事務局：望月】

- ・ 基準を示すことは難しい。ただ、計画書の中で、補助内容について具体的に触れていただくようお願いすることはできるかと思われる。

(3) 令和5年度第2回以降の松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更の日程について

- ア 令和5年8月 松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の軽微変更申出
 - ・ 申出受付期間 令和5年8月17日（木）～29日（火）
 - ・ 各地区農業振興地域整備推進協議会の開催 受付終了後1カ月以内
 - ・ 現地調査 令和5年9月中旬
 - ・ 庁内調整会議 令和5年10月上旬
 - ・ 農業委員会意見聴取 令和5年10月末
 - ・ 計画変更完了公告、申出者等へ通知 令和5年11月上旬
 - ・ 松本市農業振興地域整備促進等協議会への報告 令和6年1月末
- イ 第2回
 - ・ 申出受付期間 令和5年11月1日（水）～15日（水）

- ・各地区農業振興地域整備推進協議会の開催 受付終了後1カ月以内
- ・現地調査 令和5年12月上旬
- ・庁内調整会議 令和5年12月中旬
- ※ 都市政策課、建築指導課、農業委員会事務局、農政課
- ・農業委員会の意見聴取 令和5年12月末
- ※ 軽微変更案件については、意見聴取後に公告等
- ・松本市農業振興地域整備促進等協議会 令和6年 1月末
- ・27号計画案の県への事前調整 令和6年 2月下旬
- ・27号計画案の公告・縦覧（30日間） 令和6年3月下旬～4月下旬
- ・農振計画変更案の県へ事前協議 令和6年 5月中旬
- ・農振計画変更案の公告・縦覧（30日間） 令和6年 6月下旬～
- 異議申出期間（15日間） 令和6年 7月下旬～
- ・農振計画変更案の県へ本協議 令和6年 8月中旬
- ・農振計画変更案の県同意 令和6年 9月上旬
- 計画変更完了公告、申出者等へ通知
- ウ 令和6年2月 松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の軽微変更申出
 - ・申出受付期間 令和6年2月5日（月）～16日（金）
 - ・各地区農業振興地域整備推進協議会の開催 受付終了後1カ月以内
 - ・現地調査 令和6年3月中旬
 - ・庁内調整会議 令和6年3月下旬
 - ・農業委員会意見聴取 令和6年4月末
 - ・計画変更完了公告、申出者等へ通知 令和6年5月上旬
 - ・松本市農業振興地域整備促進等協議会への報告 令和6年8月中旬
- エ 集約結果
報告を受けた
- オ 意見
なし

7 閉 会

井野根 栄雄 副会長